

第1条 (この請求約款の適用および変更)

- この「ソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス約款」(以下「この請求約款」といいます。)は、ソフトバンク株式会社(東京都港区海岸一丁目7番1号所在、代表取締役社長 兼 CEO 宮川 潤一。以下「当社」といいます。)、東京電力エナジーパートナー株式会社(東京都千代田区内幸町1-1-3 所在、代表取締役社長 山岸 桃子(長崎 桃子)。以下「東電 EP」といいます。))がお客さまとの間で締結するガス需給契約及び東電 EP の提供する付帯サービス契約(以下「需給契約等」といいます。))にもとづき、お客さまが東電 EP に支払義務を負うガス料金、延滞利息、工事費負担金等相当額、違約金、東電 EP の付帯サービスその他東電 EP が定める需給契約等から生ずる金銭債務(当該金銭債務に関する情報は東電 EP から当社に開示されるものとし、以下「ガス料金等」といいます。))について、当社が東電 EP に対し立替払いを行い、当社が立て替えるガス料金等に相当する額(以下「ガス料金等相当額」といいます。))をお客さまに請求するサービス(以下「本サービス」といいます。))に係る各種条件を定めたものです。
- お客さまが本サービスの適用を希望される場合には、あらかじめこの請求約款を承諾のうえ、当社指定の方法により申込みをしていただきます。
- 当社は、この請求約款を変更する場合は、原則としてあらかじめその効力発生日を定め、当社のホームページに掲載する等当社が適当と判断した方法によってお客さまに通知し、この請求約款を変更いたします。この場合、本サービスの各種条件は、変更後のソフトバンクガス Powered by TEPCO 請求サービス約款によります。

第2条 (本サービス提供の内容)

- 当社は、お客さまが希望される場合には、この請求約款に則ってガス料金等相当額をお客さまに請求し、かつ、(i)お客さまが当社の携帯電話または固定通信サービス等の通信サービス(以下「電気通信サービス」といいます。))を利用しかつ SB パワー株式会社に対する電気料金等の支払いに関し当社のソフトバンクでんき Powered by SB パワー請求サービス約款にもとづく請求サービス(以下「電気料金等請求サービス」といいます。))を利用する場合には、当該電気通信サービスの利用料金、電気料金等およびガス料金等相当額を、(ii)お客さまが電気料金等請求サービスを利用する場合には、当該電気料金等およびガス料金等相当額を、合算してお客さまに請求いたします。また、お客さまは、当社がお客さまのガス料金等をお客さまに代わって東電 EP に支払うことに同意するものとし、当社が、お客さまのガス料金等をお客さまに代わって東電 EP に支払った場合、当社は、お客さまに対して、当該ガス料金等に関する請求権(求償権)を行使するものとしたします。この場合、お客さまは、当社の求償権にもとづく請求にしがたい、当社に対してガス料金等相当額の全額をお支払いいただくものとしたします。なお、当社は、お客さまのガス料金等をお客さまに代わって東電 EP に支払うより前に求償権を行使する場合があります、お客さまはこれに同意するものとしたします。
- 本サービスは、当社が、お客さまの東電 EP に対する支払義務を保証するものではありません。

第3条 (本サービス提供の条件と提供)

- 当社は、お客さまが次のすべての条件を満たす場合には、お客さまからの申込みを承諾し、お客さまと当社との間でこの請求約款にもとづく本サービスの利用契約(以下「本サービス利用契約」といいます。))が成立するものとしたします。なお、需給契約等にもとづくガスの供給が開始した日以降、ガス料金等相当額の初回請求分より、本サービスの提供が開始されるものとしたします。
 - お客さまが東電 EP と需給契約等を締結していること

- 当社指定の与信審査を通過していること
- お客さまへの本サービスの提供開始後、お客さまが前項に定める条件を満たさなくなった場合、当社は、お客さまにその旨を事前に通知のうえ、本サービスの提供を終了できるものとしたします。

第4条 (本サービス提供の料金)

本サービス提供の料金は、無料となります。

第5条 (ガス料金等のお支払い方法)

- ガス料金等については、当社と東電 EP との定めにもとづき、当社が東電 EP へ立替払いを行ない、当社は、次の各号に定めるいずれかの方法により、お客さまへガス料金等相当額をご請求いたします。
 - お客さまがガス料金等相当額を口座振替により支払う旨を選択した場合、当社が委託する収納代行業者からお客さまにご請求いたします。
 - お客さまがガス料金等相当額をクレジットカードにより支払う旨を選択した場合、お客さまがご契約されているクレジットカード会社からお客さまにご請求いたします。なお、クレジットカード会社からの請求明細書等には、合算先の料金とあわせて表示されることがあります。
- 支払方法の登録手続きの不備、残高不足等、口座振替またはクレジットカード払いによるガス料金等相当額のお支払いが確認できなかった場合、当社より振込票をお送りし当該払込票による支払いを求めることがあります。この場合、当社はお客さまに対し、ガス料金等相当額に加え、振込票発行手数料を請求いたします。また、収納代行機関が収納代行業者手数料の支払いを求める場合があります、この場合、お客さまの負担となります。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

第6条 (ガス料金等相当額のお支払いおよび支払期日等)

- ガス料金については毎月、工事費負担金等相当額等のガス料金以外の金銭債務についてはそのつど、当該立替金額を当社が指定する方法により、お客さまに支払っていただきます。
- ガス料金等相当額の支払期日は、別途当社が指定した日といたします。
- ガス料金等相当額は、いかなる場合でも、お客さままたは請求先契約者(本条第4項に定める者をいいます。))に支払っていただきます。
- お客さまは、ガス料金等相当額の請求先が需給契約等の契約名義や契約住所と異なるお客さま(以下「請求先契約者」といいます。))への請求である場合、ガス料金等相当額が請求先契約者に請求されることについて、需給契約等の締結前に、請求先契約者から事前の同意を得ていただくものとしたします。この場合であっても、請求先契約者はお客さまのために請求先として設定されるものであり、お客さまのガス料金等相当額に係る債務は、お客さまが負担しているものとしたします。なお、当社は、お客さまが東電 EP へ需給契約等を申込みされたことをもって、当該請求先契約者の同意を得たものとみなします。
- 前項の規定により、当社が請求先契約者にガス料金等相当額の支払いを請求している場合、請求先契約者がお客さまのガス料金等相当額について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社はお客さまにお客さまのガス料金等相当額の支払いを請求することがあります。
- 需給契約等の廃止、解除、解約その他の事由により、東電 EP がお客さまにガス料金等を精算または返金(以下「返金等」といいます。))すべき場合でも、当社は、一旦お支払いいただいたガス料金等相当額を、お客さまに返金等をする義務を負わないものとしたします。なお、この場合、お客さまは東電 EP から当社を介してガス料金等の返金等を受けることとなります。
- お客さまが需給契約等を消滅させる場合または需給契約等を変更する場合

- には、お客さま自らが東電 EP に対して、解除、解約または変更の申込みをするものとしたします。なお、お客さまが需給契約等を解除、解約または変更した場合であっても、当社は、すでにお支払いいただいた当該需給契約等にもとづくガス料金等相当額の返金等は行いません。
- 毎月のガス料金相当額の支払いが、その支払期日を過ぎても当社または当社が指定する金融機関もしくはお客さまがご契約のクレジットカード会社にて入金の確認ができない場合、当社は、お客さまに対する本サービスの提供を中止することがあります。
 - 当社または東電 EP は、ガス料金等またはガス料金等相当額の分割による支払いをお受けすることはいたしません。また、ガス料金等またはガス料金等相当額の他に、お客さまへのご請求（電気通信サービスの利用料金を含むがこれに限らないものとしたします。）がある場合には、ガス料金等またはガス料金等相当額のみを対象としたお支払いをお受けすることはいたしません。

第7条（ご請求について）

当社は、本サービスにおいて電気通信サービスの利用料金とガス料金等相当額との合算請求を行う場合、当該合算請求の対象となる当社の電気通信サービスの種類に応じて、ガス料金等相当額をご請求するものとし、この合算請求は、電気通信サービスのお支払い方法に準ずるものとしたします。

第8条（延滞利息）

お客さまがこの請求約款に定める所定の期日までに、需給契約等および本サービスに関する金銭債務の履行を遅延した場合には、お客さまは当社に対し、年率14.5%の割合で算定した延滞利息をお支払いいただきます。なお、延滞利息は、原則としてガス料金等相当額とあわせてお支払いいただきます。

第9条（お客さまが行なう本サービス利用契約の解除等）

- お客さまは、本サービス利用契約を解除する場合は、当社指定の方法により、事前に当社へ届け出ていただくものとしたします。なお、お客さまからの届出がなかったことによりお客さまが被った損害について、当社は、一切の責任を負いません。
- 前項の定めにかかわらず、本サービス利用契約解除の手続きの完了日は、請求情報の変更登録処理手続きやご契約内容から当社が決定するものとしたします。
- 当社は、本条第1項の届出以前に当社がお客さまから受領したガス料金等相当額の返金等はいたしません。

第10条（本サービスの停止）

当社は、お客さまがガス料金等相当額の支払いを遅滞した場合、その他、お客さまがこの請求約款の条項のいずれかに違反し、または違反するおそれが高いと当社が合理的に判断した場合、もしくはこの請求約款第11条第1項各号に定める解除事由が発生した場合には、お客さまへ告知することなく、お客さまに対する本サービスの提供を停止することができるものとしたします。

第11条（当社が行なう本サービス利用契約の解除等）

- お客さまに次のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、お客さまは当社に対して負担する一切の金銭債務について、当然に期限の利益を失い、また、当社は、お客さまに催告、通知することなく直ちに本サービスの利用契約を解除することができるものとしたします。
 - お客さまが当社に提出した申込書等の書面や申込に係る事項に虚偽または不正確な記載があったとき、または故意に重要な事項の記載をしなかったとき
 - 本サービスにもとづくガス料金等相当額の未払い等、この請求約款の各条項のいずれか1つにでも違反したとき
 - お客さまが自ら振りだした手形・小切手が不渡りになったときまたはその他支払停止になったとき

- お客さまが差押え、仮差押えまたは仮処分申立、もしくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受けたとき、もしくはこれらの申立を自らしたとき
 - お客さまの所在が不明であるとき
 - お客さまの資産、信用、支払能力に重大な変化が生じたとき当社が合理的に認めるとき、またはその他お客さまが著しい信用不安に陥ったとき当社が合理的に認めるとき
 - お客さまが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力団員またはこれに類する者に該当すると当社が判断したとき
 - お客さまと東電 EP との需給契約等が消滅したとき
 - 当社と東電 EP とのガス料金等の立替払いに係る契約が終了したとき
 - その他、お客さまにおいて、当社が本サービスの提供を維持し難いと認める事由が生じたとき
- 前項各号に定める事由が生じた場合には、当社とお客さまとの契約にもとづきご利用になっている本サービス以外の他のサービスが、利用停止または契約解除となる可能性があります。
 - 当社は、当社の裁量にもとづき、本サービスの全部または一部を変更、中止または廃止することができるものとしたします。なお、本サービスを変更、中止または廃止する場合には、原則として事前に、当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

第12条（本サービスの停止、廃止または終了時の措置および精算）

- 本サービスの提供が停止もしくは廃止され、または本サービスの利用契約が解除された場合には、理由の如何を問わず、お客さまの本サービスに係る金銭債務は当然に期限の利益を失い、お客さまは直ちに当社に対する金銭債務を弁済するものとしたします。ただし、当社の都合により本サービスを廃止する場合は、この限りではありません。
- 本サービスの提供が停止もしくは廃止され、または本サービスの利用契約が解除された場合には、理由の如何を問わず、本サービスの利用契約を条件として、当社または東電 EP が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了するものとしたします。

第13条（免責）

当社は、この請求約款第10条に定める本サービスの停止、およびこの請求約款第11条にもとづく本サービスの解除等に起因した如何なる損害についても、お客さまに対して何らの損害賠償の責めを負わないものとしたします。ただし、当社の故意または重大過失による損害については、この限りではありません。

第14条（権利および義務譲渡の禁止）

お客さまは、本サービスに関する権利および義務の全部または一部について、第三者に譲渡もしくは担保に供することはできません。

第15条（お客さまに係る情報の利用）

- 当社は、お客さまに係る情報（当社が直接取得するもの、または東電 EP からお客さまに関して当社が取得する氏名、住所、電話番号および契約者識別符号等の全てのお客さまの情報をい、当社が本サービスまたは電気通信サービスに関して取得するお客さまの情報を含むもの、これに限らないものとし、以下同様としたします。）をプライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
- お客さまに係る情報の取り扱いに関して、本規約の内容とプライバシーポリシーの内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとしたします。前項に定める他、東電 EP および当社が別に定める共同利用者とお客さまに係る情報の共同利用を行なう場合には、当該お客さまに係る情報を、プライバシーポリシーに定める目的で共同利用するものとしたします。

3. 前項の場合において、当社の最高データ責任者は、共同利用に係るお客さまの情報について、責任を有するものいたします。
4. 当社は、次の各号に掲げる場合には、お客さまに係る情報を第三者に提供するものいたします。また、当社は、個人情報保護法、ガス事業法、電気通信事業法その他の法令の規定にしたがい、当社が取り扱う個人情報を書面の送付または電磁的方法等により、第三者に提供する場合があります。
 - (1) 当社は、支払い期日を経過したにもかかわらずガス料金等相当額を支払われないお客さまがいる場合、または不払い額および滞納額に争いがある場合等、そのお客さまの氏名、住所、生年月日、争い等がある場合はその旨の情報等を、ガス料金等相当額の不払いの発生を防ぐことを目的として東電 EP に対し、当該お客さまに係る情報を提供する場合があります。
 - (2) 当社は、需給契約等の契約申込受付時の加入審査に活用することにより、不正な加入、ガス料金等相当額の不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さままたは加入申込者の個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、職業、勤務先、本人確認書類の番号、料金の支払い方法・状況、支払い口座またはカードの番号、契約状況、審査結果、不正行為に関する記録、不払いとなった時期、不払い額および滞納額に争いがある場合等におけるその旨の情報等）を東電 EP に提供する場合があります。
5. お客さまは、当社が前各項の条件にしたがい、お客さまに係る情報を利用することに同意するものいたします。

第16条（協議事項）

当社または東電 EP およびお客さまは、この請求約款により生じる権利および義務を誠実に履行し、この請求約款に定めのない事項またはこの請求約款の各条項に関する疑義が生じたときは、双方、誠意をもって協議し解決するよう努めるものいたします。なお、この請求約款に定めのない需給契約等に係るガス料金その他の供給条件については、東電 EP が定めるガス需給約款によります。

第17条（管轄裁判所）

本サービス利用契約に関する係争の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所といたします。

付 則（実施日）

この請求約款は、令和5（2023）年6月1日より実施いたします。

以 上

令和5（2023）年6月1日

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 宮川 潤一